

米国畜産業における アニマルウェルフェアへの対応について

調査情報部 国際調査グループ

【要約】

米国では、20代から30代の消費者層を中心に畜産のアニマルウェルフェア（AW）への関心が高まっている。連邦政府による法規定は限定的であるものの、一部の州では、子牛用ストール、母豚用ストール、家きん用バッテリーケージの使用や飼養牛の断尾に関する法整備の動きが見られる。しかし、米国畜産業界による強い反発の声と訴訟もあり、カリフォルニア州やマサチューセッツ州では法律施行の直前・直後に施行の延期、カリフォルニア州では連邦最高裁判所において州内販売の規制に係る審理が始まるなど、大きな混乱が生じている。

一方で、畜産の持続可能性の観点からも米国消費者や投資家のAWへの関心が高まっている。この動きを受け、業界団体は、持続可能な畜産に向けた取り組みにAWへの配慮を位置付け、既存のAWに関するプログラムやガイドラインへの生産者の参加を促すとともに、業界の取り組みを広く発信することで消費者の理解醸成を推進する意向である。

1 はじめに

米国では、ミレニアル世代、Z世代と呼ばれる1980年半ばから2000年代初頭に生まれた世代を中心とした消費者の畜産のアニマルウェルフェア（AW）への関心の高まりや、国際的なAWへの動向を背景に、一部の州では畜産のAWに関する規制強化の動きが見られる。最近では、畜産の持続可能性への注目も相まって、消費者の関心もより高まってきている印象を受ける。米国畜産業界では、州による規制強化に反対の声も上がる一方で、持続可能な畜産に向けて、AWへの取り組みを継続する必要があるとしており、各畜種を

代表する団体の多くが持続可能性を推進するための重点事項としてAWを掲げている。

本稿では、州による規制強化の動向、畜産の持続可能性におけるAWの位置付け、畜産業界によるAWへの取り組みを中心に、米国のAWの情勢を報告する。

なお、本稿中の為替レートは、1ドル＝137.68円^{（注1）}を使用した。

（注1） 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「月末・月中平均為替相場」の2022年6月末TTS相場。

2 政府によるアニマルウェルフェアに関する規制およびプログラム

(1) 連邦政府による法規制

連邦政府による家畜を対象としたAWに関する法規制は、家畜の輸送時の規制の「28時間法」およびと畜時の規制の「家畜の人道的と畜法」に限られ、家畜の飼養時におけるAWに関する法規制はない。

ア 28時間法

家畜の輸送時に、家畜を連続28時間以上輸送車両に閉じ込めることを禁止し、連続28時間以上輸送する場合、飼料および水の給与、休息のために少なくとも連続5時間は家畜を輸送車両から降ろすことを家畜の所有者、保管者、運送業者などに義務付けた法律である。

イ 家畜の人道的と畜法

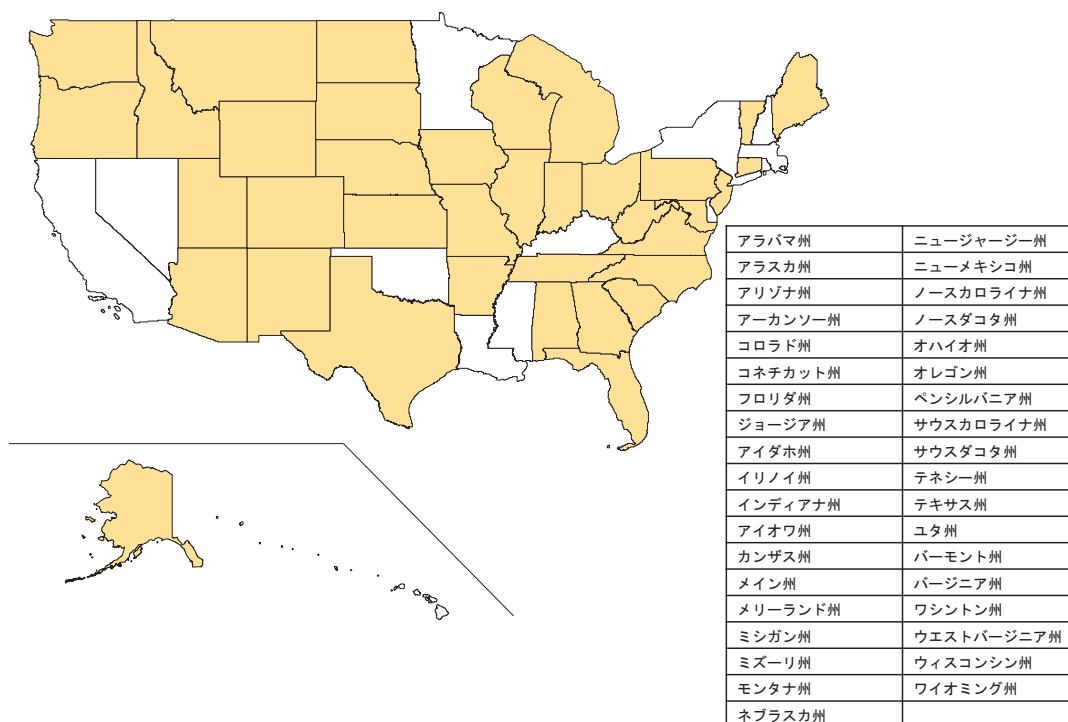
と畜場で、家畜に無用なけがを負わせるこ

とおよび苦痛を与えることのない家畜の取り扱いと、と畜の方法をと畜事業者に義務付けた法律であり、人道的な取り扱い基準が定められている。なお、本法律では家きんは対象に含まない。

(2) 州政府による規制

各州には動物への残酷な扱いを禁止する法律が整備されており、動物を放置すること、傷付けること、その他の虐待行為に及ぶことを禁止している。しかし、50州のうち37州では、「家畜」あるいは「慣行的に家畜に対して行われている行為」を規制の対象外にすることで、家畜への法適用を除外している(図1)。

図1 州による動物福祉法において家畜あるいは家畜への行為を対象外にしている州



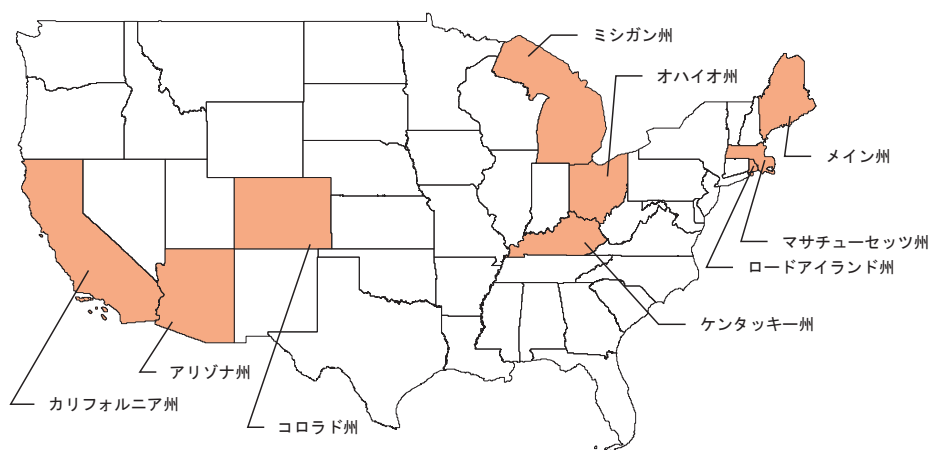
資料：アニマルウェルフェア協会（AWI）「Legal Protections for Animals on Farms」を基に筆者作成

このような中で、消費者のAWへの関心を背景に、特に2000年以降、家畜の飼養慣行の改善に向けた議論が州レベルで活発化した。その結果、現在では複数の州で州法による家畜へのAWの規制が設けられている。これらの規制は、主に子牛用ストール、母豚用ストール、家きん用バタリーケージの禁止または制限や飼養牛の断尾の禁止または制限の4点に関するものである。

ア 子牛用ストールの禁止または制限

子牛のストールや飼養面積について法規制を行っているのは9州である（図2）。いずれも四肢の伸展や身体の変向を可能とする飼養面積の確保、ストールによる飼養の禁止などを規定しており、違反者には拘留、罰金、事業停止といった罰則が定められている（表1）。

図2 子牛用ストールの法規制がある州



資料：各州法、アニマルウェルフェア協会（AWI）「Legal Protections for Animals on Farms」を基に筆者作成

表1 子牛用ストールの禁止または制限のある州と主な規制内容など

州	制定年	施行日	規制内容	規制対象	州内販売規定	罰則
アリゾナ州	2006年	2012年12月31日	・囲いの中でも横になって四肢を十分に伸ばし、支障なく回転するといった動きを制限しないこと。	仔牛肉用の子牛	—	6か月以下の拘留もしくは2500米ドル（34万4200円）以下の罰金またはその両方。
カリフォルニア州	2008年	2015年1月1日	・残酷な方法で閉じ込めることを禁止。 ・横になる、立ち上がる、四肢を伸ばす、支障なく回転するといった動きを制限しないこと。	仔牛肉用の子牛	該当基準を満たさない未調理・未加工の仔牛肉は州内販売禁止。	180日以下の拘留もしくは1000米ドル（13万7680円）以下の罰金またはその両方。
	2018年	2020年1月1日	・少なくとも43平方フィート/頭（4.0平方メートル/頭）の飼養面積を確保すること。			
コロラド州	2008年	2012年1月1日	・囲いに触れることなく、立ち上がり、横になり、回転するといった動きを制限しないこと。	仔牛肉用の子牛	—	3か月以上6か月以下の拘留もしくは250米ドル（3万4420円）以上1000米ドル（12万7680円）以下の罰金またはその両方。
ケンタッキー州	2014年	2017年12月31日	・群飼養すること。	750ポンド（340キログラム）以下の仔牛肉用の子牛	—	100米ドル（1万2768円）以上500米ドル（6万8840円）以下の罰金。
メイン州	2009年	2011年1月1日	・横になる、立ち上がる、四肢を伸ばす、支障なく回転するといった動きを制限しないこと。	仔牛肉用の子牛	—	500米ドル（6万8840円）以上5000米ドル（68万8400円）以下の罰金。
マサチューセッツ州	2016年	2022年8月15日（注）	・残酷な方法で閉じ込めることを禁止。 ・横になる、立ち上がる、四肢を伸ばす、支障なく回転するといった動きを制限しないこと。	仔牛肉用の子牛	該当基準を満たさない未調理・未加工の仔牛肉は州内販売禁止。	1000米ドル（13万7680円）以下の罰金。
ミシガン州	2009年	2012年10月1日	・残酷な方法で閉じ込めることを禁止。 ・横になる、立ち上がる、四肢を伸ばす、支障なく回転するといった動きを制限しないこと。	仔牛肉用の子牛	—	事業停止または終局的差止。
オハイオ州	2009年	2011年9月29日	・10週齢までに群飼養すること。 ・横になる、立ち上がる、四肢を伸ばす、支障なく動く、休む、食べるといった動きを制限しないこと。 ・少なくとも14平方フィート/頭（1.3平方メートル/頭）の飼養面積を確保すること。	750ポンド（340キログラム）以下の仔牛肉用の子牛	—	違反内容に応じた額の罰金。
		2018年1月1日	・ストールでの飼養を禁止。			
ロードアイランド州	2012年	2013年6月19日	・残酷な方法で閉じ込めることを禁止。 ・横になる、立ち上がる、四肢を伸ばす、自由に回転するといった動きを制限しないこと。	仔牛肉用の子牛	—	50米ドル（6884円）以上500米ドル（6万8840円）以下の罰金。

資料：各州法、アニマルウェルフェア協会（AWI）「Legal Protections for Animals on Farms」を基に筆者作成

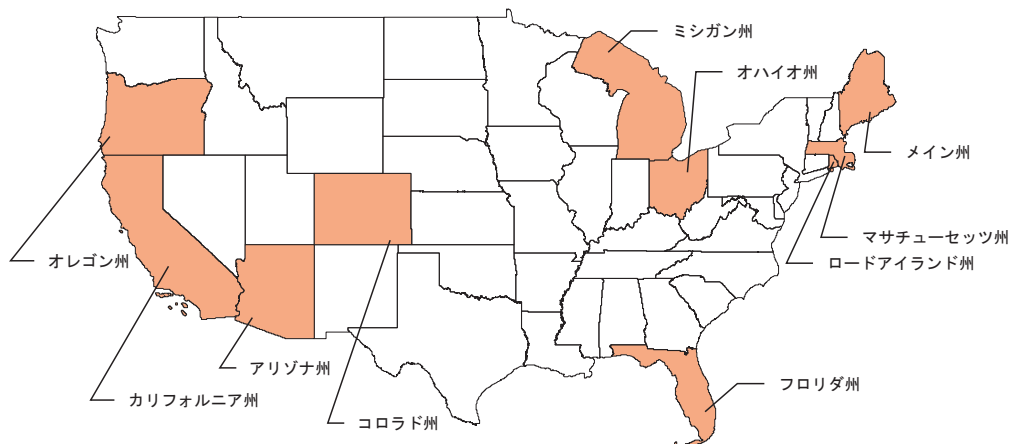
注：マサチューセッツ州では2022年1月1日に施行予定であったが、畜産物の流通に影響が生じることを懸念し、2022年8月15日まで施行延期を決定。

イ 母豚用ストールの禁止または制限

母豚のストールや飼養面積について法規制を行っているのは10州である（図3）。四肢の伸展や身体の向きの変更を可能とする飼養面積の確保を規定する州が多いが、オハイオ

州では母豚用ストールの段階的禁止を規定するものとなっており、違反者には拘留、罰金、事業停止といった罰則が規定されている（表2）。

図3 母豚用ストールの法規制がある州



資料：各州法、アニマルウェルフェア協会（AWI）「Legal Protections for Animals on Farms」を基に筆者作成

表2 母豚用ストールの禁止または制限のある州と主な規制内容など

州	制定年	施行日	規制内容	規制対象	州内販売規定	罰則
アリゾナ州	2006年	2012年12月31日	・囲いの中でも横になって四肢を十分に伸ばし、支障なく回転するといった動きを制限しないこと。	繁殖母豚	—	6か月以下の拘留もしくは2500米ドル（34万4200円）以下の罰金またはその両方。
カリフォルニア州	2008年	2015年1月1日	・残酷な方法で閉じ込めることを禁止。 ・横になる、立ち上がる、四肢を伸ばす、支障なく回転するといった動きを制限しないこと。	6か月齢または妊娠中の繁殖母豚	該当基準を満たさない未調理・未加工の豚肉は州内販売禁止。	180日以下の拘留もしくは1000米ドル（13万7680円）以下の罰金またはその両方。
	2018年	2022年1月1日（注1）	・少なくとも24平方フィート/頭（2.2平方メートル/頭）の飼養面積を確保すること。			
コロラド州	2008年	2018年1月1日	・囲いに触れることなく、立ち上がり、横になり、回転するといった動きを制限しないこと。	妊娠中の繁殖母豚	—	3か月以上6か月以下の拘留もしくは250米ドル（3万4420円）以上1000米ドル（13万7680円）以下の罰金またはその両方。
フロリダ州	2002年	2008年11月1日	・母豚用ストールをはじめとしたあらゆるケージやストールなど、自由に回転する動きを制限する囲いに閉じ込めることを禁止。	妊娠中の繁殖母豚	—	拘留もしくは5000米ドル（68万8400円）以下の罰金またはその両方。
メイン州	2009年	2011年1月1日	・横になる、立ち上がる、四肢を伸ばす、支障なく回転するといった動きを制限しないこと。	妊娠中の繁殖母豚	—	500米ドル（6万8840円）以上5000米ドル（68万8400円）以下の罰金。
マサチューセッツ州	2016年	2022年8月15日（注2）	・残酷な方法で閉じ込めることを禁止。 ・横になる、立ち上がる、四肢を伸ばす、支障なく回転するといった動きを制限しないこと。	繁殖母豚	該当基準を満たさない未調理・未加工の豚肉は州内販売禁止。	1000米ドル（13万7680円）以下の罰金。
ミシガン州	2009年 2019年	2020年 4月1日	・残酷な方法で閉じ込めることを禁止。 ・横になる、立ち上がる、四肢を伸ばす、支障なく回転するといった動きを制限しないこと。	繁殖母豚	—	事業停止または終局的差止。
オハイオ州	2009年	2011年9月29日	・新規豚舎における母豚用ストールの設置を禁止。 ・既存豚舎における母豚用ストールの追加を禁止。 ・既存豚舎で使用している母豚用ストールは2026年1月1日以降、原則使用禁止。	繁殖母豚	—	違反内容に応じた額の罰金。
オレゴン州	2008年	2012年1月1日	・横になる、四肢を伸ばす、支障なく回転するといった動きを制限しないこと。	妊娠中の繁殖母豚	—	2000米ドル（27万5300円）以下の罰金
ロードアイランド州	2012年	2013年6月19日	・横になる、立ち上がる、四肢を伸ばす、自由に回転するといった動きを制限しないこと。	妊娠中の繁殖母豚	—	50米ドル（6884円）以上500米ドル（6万8840円）以下の罰金。

資料：各州法、アニマルウェルフェア協会（AWI）「Legal Protections for Animals on Farms」を基に筆者作成

注1：カリフォルニア州では、2020年までに公布するとされていた施行規則が公布されていないことを理由として、2022年1月1日に施行された法律が同月24日に施行停止。

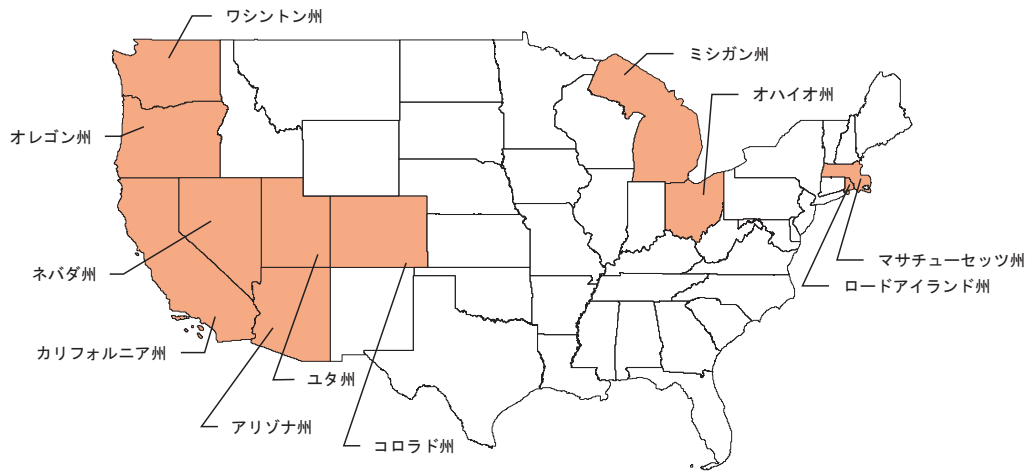
注2：マサチューセッツ州では2022年1月1日に施行予定であったが、畜産物の流通に影響が生じることを懸念し、2022年8月15日まで施行延期を決定。

ウ 採卵鶏など採卵用家きんのバタリーケー
ジの禁止または制限

採卵鶏など採卵用家きんの飼養面積やバタ
リーケージについて法規制を行っているのは
施行前の州を含めて11州である（図4）。そ

のうち8州が生産のみならず販売も禁止する
規定となっている。違反者には拘留、罰金、
事業停止といった罰則が規定されている
（表3）。全米鶏卵生産者組合（UEP）のガ
イドラインを基準とする州が多い。

図4 採卵用家きんのバタリーケージの法規制がある州



資料：各州法、アニマルウェルフェア協会（AWI）「Legal Protections for Animals on Farms」を基に筆者作成

表3 採卵用家きんのバタリーケージの禁止または制限のある州と主な規制内容など

州	制定年	施行日	規制内容	規制対象	州内販売規定	罰則
アリゾナ州	2022年	2022年10月1日	・少なくとも1.0平方フィート/羽（929平方センチメートル/羽）の飼養面積を確保すること。	採卵鶏	該当基準を満たさない殻付き鶏卵および鶏卵製品は州内販売禁止。	100米ドル（1万3768円）以上500米ドル（6万8840円）以下の罰金。
	2022年	2025年1月1日	・飼養規模3000羽以上の農場においてはケージフリーで飼養すること。 ・上部空間を利用できる場合は少なくとも1.0平方フィート/羽（929平方センチメートル/羽）、上部空間を利用できない場合は少なくとも1.5平方フィート/羽（1394平方センチメートル/羽）の飼養面積を確保すること。			
カリフォルニア州	2008年	2015年1月1日	・残酷な方法で閉じ込めることを禁止。	採卵用家きん（鶏、あひる、がちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）	該当基準を満たさない殻付き卵および液卵は州内販売禁止。	180日以下の拘留もしくは1000米ドル（13万7680円）以下の罰金またはその両方。
	2018年	2019年12月31日	・横になる、立ち上がる、四肢を伸ばす、支障なく回転するといった動きを制限しないこと。 ・少なくとも144平方インチ/羽（929平方センチメートル/羽）の飼養面積を確保すること。			
		2022年1月1日	・ケージフリーで飼養すること。 ・UEPケージフリー認証プログラムのガイドラインが規定する飼養面積（注1）を確保すること。			
コロラド州	2020年	2023年1月1日	・少なくとも1.0平方フィート/羽（929平方センチメートル/羽）の飼養面積を確保すること。 ・飼養規模3000羽以上の農場においてはケージフリーで飼養すること。	採卵鶏	該当基準を満たさない殻付き鶏卵および鶏卵製品は州内販売禁止。	1000米ドル（13万7680円）以下の罰金。
		2025年1月1日	・ケージフリーで飼養すること。 ・上部空間を利用できる場合は少なくとも1.0平方フィート/羽（929平方センチメートル/羽）、上部空間を利用できない場合は少なくとも1.5平方フィート/羽（1394平方センチメートル/羽）の飼養面積を確保すること。			
マサチューセッツ州	2016年	2022年8月15日（注2）	・残酷な方法で閉じ込めることを禁止。 ・横になる、立ち上がる、四肢を伸ばす、支障なく回転するといった動きを制限しないこと。 ・少なくとも1.5平方フィート/羽（1394平方センチメートル/羽）の飼養面積を確保すること。	採卵用家きん（鶏、あひる、がちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）	該当基準を満たさない殻付き卵は州内販売禁止。	1000米ドル（13万7680円）以下の罰金。
ミシガン州	2009年 2019年	2024年12月31日	・ケージフリーで飼養すること。 ・横になる、立ち上がる、四肢を伸ばす、支障なく回転するといった動きを制限しないこと。 ・UEPケージフリー認証プログラムのガイドラインが規定する飼養面積（注1）を確保すること。	採卵用家きん（鶏、あひる、がちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）	該当基準を満たさない殻付き卵は州内販売禁止。	事業停止または終局的差止。
ネバダ州	2021年	2024年1月1日	・飼養規模3000羽以上の農場においてはケージフリーで飼養すること。 ・上部空間を利用できる場合は少なくとも1.0平方フィート/羽（929平方センチメートル/羽）、上部空間を利用できない場合は少なくとも1.5平方フィート/羽（1394平方センチメートル/羽）の飼養面積を確保すること。	採卵用家きん（鶏、あひる、がちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）	該当基準を満たさない殻付き卵および卵製品は州内販売禁止。	初回250米ドル（3万4420円）、2回目500米ドル（6万8840円）以下、3回目1000米ドル（13万7680円）以下の罰金。

オハイオ州	2009年	2011年 9月29日	・新規鶏舎ではバタリーケージの設置を禁止するとともに、少なくとも144平方インチ/羽(929平方センチメートル/羽)の飼養面積を確保すること。 ・既存のバタリーケージ鶏舎では、ケージ上段から下段に鶏糞が直接落下することを禁止するとともに、少なくとも67平方インチ/羽(432平方センチメートル/羽)の飼養面積を確保すること。	採卵鶏	—	違反内容に応じた額の罰金。
オレゴン州	2019年	2024年 1月1日	・ケージフリーで飼養すること。 ・UEPケージフリー認証プログラムのガイドラインが規定する飼養面積(注1)を確保すること。	採卵用家さん(鶏、あひる、がちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)	該当基準を満たさない殻付き卵および卵製品は州内販売禁止。	2500米ドル(34万4200円)以下の罰金。
ワシントン州	2019年	2024年 1月1日	・ケージフリーで飼養すること。 ・UEPケージフリー認証プログラムのガイドラインが規定する飼養面積(注1)を確保すること。	採卵用家さん(鶏、あひる、がちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)	該当基準を満たさない殻付き卵および卵製品は州内販売禁止。	1000米ドル(12万9210円)以下の罰金。
ロードアイランド州	2018年	2026年 7月1日	・ケージフリーで飼養すること。 ・横になる、立ち上がる、羽を伸ばす、自由に回転するといった動きを制限しないこと。 ・UEPケージフリー認証プログラムのガイドラインが規定する飼養面積(注1)を確保すること。	採卵用家さん(鶏、あひる、がちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)	—	50米ドル(6884円)以上500米ドル(6万8840円)以下の罰金。
ユタ州	2021年	2025年 1月1日	・ケージフリーで飼養すること。 ・UEPケージフリー認証プログラムのガイドラインが規定する飼養面積(注1)を確保すること。	採卵用家さん(鶏、あひる、がちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)	—	違反があると判断された場合、期日までの改善が見られなければ違反項目ごとに100米ドル(1万3768円)の罰金。

資料：各州法、アニマルウェルフェア協会(AWI)「Legal Protections for Animals on Farms」を基に筆者作成

注1：UEPケージフリー認証プログラムのガイドラインでは、垂直スペースへの移動が可能な場合は少なくとも1.0平方フィート/羽(929平方センチメートル/羽)、不可能な場合は少なくとも1.5平方フィート/羽(1394平方センチメートル/羽)の飼養面積の確保を推奨。

注2：マサチューセッツ州では2022年1月1日に施行予定であったが、畜産物の流通に影響が生じることを懸念し、2022年8月15日まで施行延期を決定。

エ 飼養牛の断尾の禁止または制限

飼養牛の断尾について法規制を行っているのは4州である(図5)。オハイオ州は乳用牛のみを対象としているが、その他の3州で

はすべての牛の断尾に制限を設けており、違反者には拘留や罰金といった罰則が規定されている(表4)。

図5 飼養牛の断尾の法規制がある州



資料：各州法、アニマルウェルフェア協会(AWI)「Legal Protections for Animals on Farms」を基に筆者作成

表4 飼養牛の断尾の禁止または制限のある州と主な規制内容など

州	制定年	施行日	規制内容	規制対象	州内販売規定	罰則
カリフォルニア州	2009年	2010年 1月1日	・緊急の場合を除き、飼養牛の断尾を禁止。	すべての牛	—	違反内容に応じた額の罰金。
ニュージャージー州	2012年	2012年 6月21日	・獣医師が個々の牛に対して必要と判断した場合を除き、飼養牛の断尾を禁止。	すべての牛	—	違反があると判断された場合、期日までの改善が見られなければ拘留もしくは罰金またはその両方
オハイオ州	2011年	2018年 1月1日	・獣医師が個々の牛に対して必要と判断した場合を除き、飼養牛の断尾を禁止。	乳用牛のみ	—	違反内容に応じた額の罰金。
ロードアイランド州	2012年	2012年 2月6日	・獣医師が個々の牛に対して必要と判断した場合を除き、飼養牛の断尾を禁止。	すべての牛	—	1年以下の拘留もしくは500米ドル(6万8840円)以下の罰金またはその両方

資料：各州法、アニマルウェルフェア協会(AWI)「Legal Protections for Animals on Farms」を基に筆者作成

さらに近年、この他の州でも、法律の成立には至っていないもののAW法規制の議論が

行われている（表5）。

表5 近年の各州において提出されたAWに関する法案

州	法案内容	対象	州内販売
ニューヨーク州	・囲いの中でも横になって四肢を十分に伸ばし、支障なく回転するといった動きを制限しないこと。	仔牛肉用の子牛	－
	・囲いの中でも横になって四肢を十分に伸ばし、支障なく回転するといった動きを制限しないこと。	繁殖母豚	－
	・ケージフリーで飼養すること。 ・UEPケージフリー認証プログラムのガイドラインが規定する飼養面積を確保すること。	採卵用家きん	該当基準を満たさない殻付き卵は州内販売禁止。
ニュージャージー州	・囲いの中でも横になって四肢を十分に伸ばし、支障なく回転するといった動きを制限しないこと。・少なくとも43平方フィート/頭（4.0平方メートル/頭）の飼養面積を確保すること。	仔牛肉用の子牛	－
	・囲いの中でも横になって四肢を十分に伸ばし、支障なく回転するといった動きを制限しないこと。・少なくとも24平方フィート/頭（2.2平方メートル/頭）の飼養面積を確保すること。	繁殖母豚	－
ハワイ州	・ケージフリーで飼養すること。 ・上部空間を利用できる場合は少なくとも1.0平方フィート/羽（929平方センチメートル/羽）、上部空間を利用できない場合は少なくとも1.5平方フィート/羽（1394平方センチメートル/羽）の飼養面積を確保すること。	採卵用家きん	該当基準を満たさない殻付き卵は州内販売禁止。
メイン州	・ケージフリーで飼養すること。 ・上部空間を利用できる場合は少なくとも1.0平方フィート/羽（929平方センチメートル/羽）、上部空間を利用できない場合は少なくとも1.5平方フィート/羽（1394平方センチメートル/羽）の飼養面積を確保すること。	採卵用家きん	該当基準を満たさない殻付き卵は州内販売禁止。
ニューメキシコ州	・ケージフリーで飼養すること。 ・上部空間を利用できる場合は少なくとも1.0平方フィート/羽（929平方センチメートル/羽）、上部空間を利用できない場合は少なくとも1.5平方フィート/羽（1394平方センチメートル/羽）の飼養面積を確保すること。	採卵用家きん	該当基準を満たさない殻付き卵は州内販売禁止。

資料：各州議会公表資料を基に筆者作成

（3）州の規制に対する業界の反発

一部の州の法規制に対し、米国畜産業界から強い反発の声が上がっている。

アリゾナ州の法案提出時には業界から、「すでに畜産団体や獣医師が推奨するガイドラインに沿って、AWに配慮した飼養に取り組んでいる」「子牛や母豚のストールは非人道的なものではなく、家畜を疾病から守るものである」との声が上がった。カリフォルニア州やマサチューセッツ州の法律制定時にも同じく、「高価なケージフリー卵のみの販売や、母豚用ストールの禁止に伴う豚肉価格の上昇により消費者に負担がかかる」「現行の鶏舎システムは家きんを鳥インフルエンザなどの疾病から守るものである」との声が上がった。

さらに、両州では訴訟問題にまで発展した。北米食肉協会（NAMI）は2019年10月、カリフォルニア州の法律は憲法の州際通商（州間商取引）条項に違反するとして、その施行の停止を求めて地方裁判所に提訴した。しかし、同年11月、憲法違反に当たらないとし

て棄却され、その後の控訴裁判所への控訴も連邦最高裁判所への上告も棄却された。全米豚肉生産者協議会（NPPC）およびアメリカン・ファーム・ビュロー・フェデレーション（AFBF）も地方裁判所および控訴裁判所への提訴と棄却を経て、21年9月に連邦最高裁判所に上告した。その結果、連邦最高裁判所は22年3月、審理を行うことを決定した。同年6月時点では法廷闘争が続いている状況にある。マサチューセッツ州の法規制についても同様の理由で13の州が17年12月に連邦最高裁判所に提訴を行ったが、19年1月に棄却された。

一方で、カリフォルニア州では、母豚用ストールの禁止について20年までに公布するとされていた施行規則がいまだに公布されていないことを理由として、22年1月1日に施行された法律が同月24日に施行停止となった^{（注2）}。生産者の準備に必要な期間を確保するため、施行規則の公布から180日後に同法が再施行されることとなった。マサチューセッツ州でも、22年1月に法律を施行す

ると豚肉や鶏卵の流通に大きな影響が生じ得ることを懸念し、同年8月15日まで施行の延期を施行直前に決定した。両州での法律の施行直前・直後の対応は、生産者をはじめと

する豚肉・鶏卵サプライチェーンに大きな混乱を招く結果となった。

(注2) 海外情報「母豚の飼育環境規制強化に関するカリフォルニア州法の施行が停止(米国)」(https://www.alic.go.jp/chosa-c/joho01_003178.html)を参照されたい。

3 持続可能性とアニマルウェルフェア

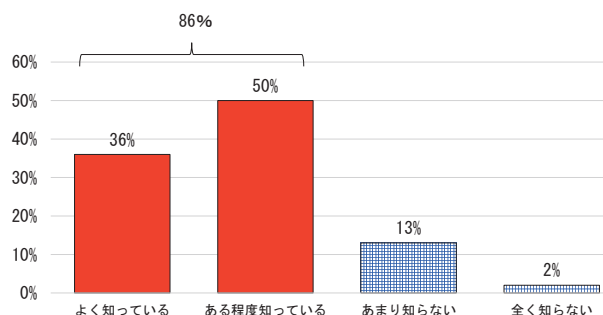
(1) 消費者動向

AWについて州政府による規制の動きが活発化する中で、持続可能性の観点からも米国消費者の関心が高まっている。

米国の食肉業界の調査・コンサルティング会社であるミダン・マーケティング社は

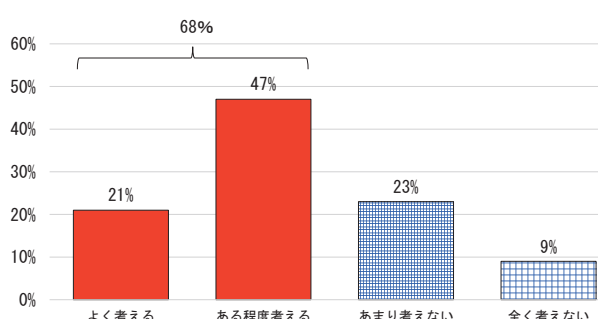
2021年7月、米国の食肉消費者1200人を対象に持続可能性に関するアンケート調査を実施した。同社によると、一般的な持続可能性の認知度は約86%、自身が持続可能性について考えていると回答した者は約68%であった(図6、7)。

図6 持続可能性という言葉の認知度



資料：Midan Marketing「Sustainably Raised Meat Survey」

図7 持続可能性について考える時間

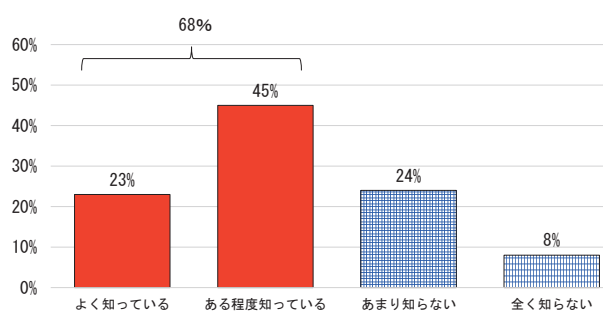


資料：Midan Marketing「Sustainably Raised Meat Survey」

一方で、「持続可能に育てられた食肉」の認知度は約68%、自身が「持続可能に育てられた食肉について考えている」と回答した者は約54%であり、一般的な持続可能性と

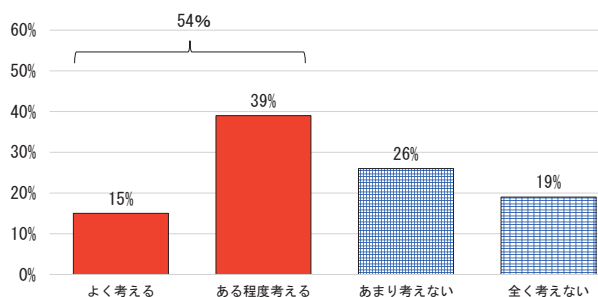
比べて、食肉に関する持続可能性の認知度や意識は低い結果となったものの、食肉消費者の半数以上は持続可能な畜産について意識していることがわかった(図8、9)。

図8 持続可能に育てられた食肉の認知度



資料：Midan Marketing「Sustainably Raised Meat Survey」

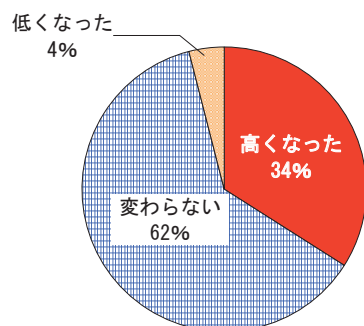
図9 持続可能に育てられた食肉について考える時間



資料：Midan Marketing「Sustainably Raised Meat Survey」

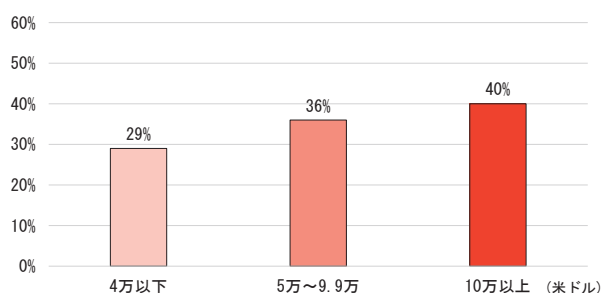
また、過去1年間で持続可能に育てられた食肉について関心が高くなったと回答した者が約34%おり、近年、持続可能な畜産への関心が高まっていることを裏付けた

図10 過去1年間で持続可能な食肉への関心度の変化



資料：Midan Marketing「Sustainably Raised Meat Survey」

図12 持続可能な食肉に関心が高まったと回答した者の年収ごとの割合

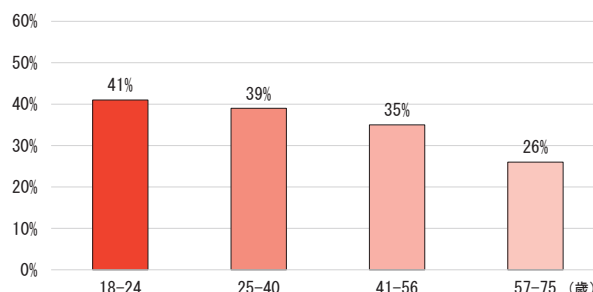


資料：Midan Marketing「Sustainably Raised Meat Survey」

そして、注目すべき点としては、「持続可能な食肉に向けた課題とは何か」との質問に対して、「AW」と回答した者が約44%と抗生剤・ホルモン剤の使用との回答者約46%に次いで二番目に多い結果となったことである（図14）。「カーボンフットプリント」との回答者約32%よりも多い結果となった。さらに、「持続可能な畜産に向けた最も重要

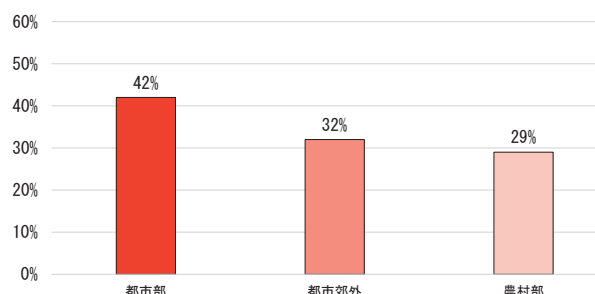
（図10）。特に、年齢が低いほど、所得が高い人ほど、都市部に住む人ほど、過去1年間で関心が高まった傾向が見られた（図11、12、13）。

図11 持続可能な食肉に関心が高まったと回答した者の世代ごとの割合



資料：Midan Marketing「Sustainably Raised Meat Survey」

図13 持続可能な食肉に関心が高まったと回答した者の住居地域ごとの割合

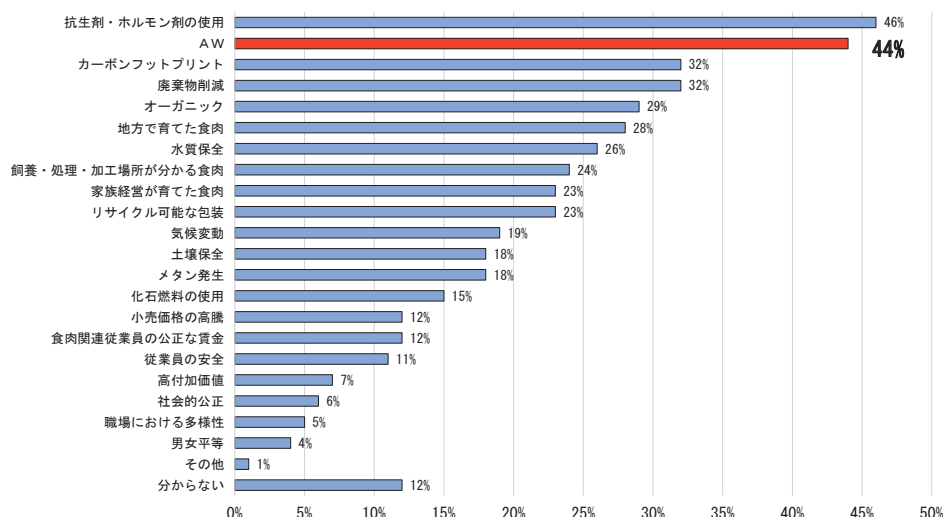


資料：Midan Marketing「Sustainably Raised Meat Survey」

な取り組みとは何か」との質問に対して、「AWに係る取り組み」と回答した者が約29%と最も多い結果となった（図15）。

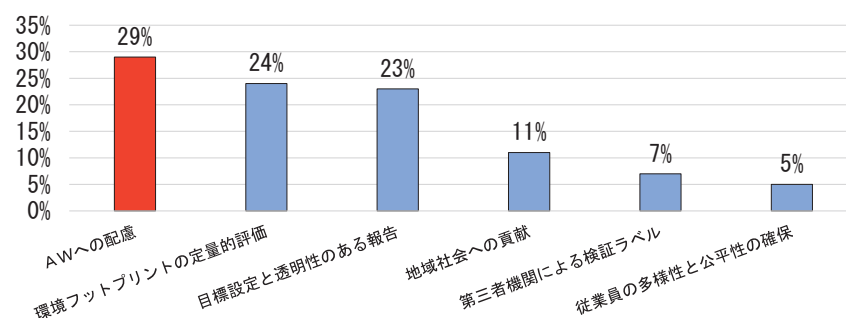
ミダン・マーケティング社は、次世代にも安心して食肉を食べ続けてもらうためには、生産者が自身のAWに関する取り組みやストーリーを消費者に向けて強く発信することが重要であるとした。

図14 食肉消費者にとっての持続可能な食肉に向けた課題



資料：Midan Marketing「Sustainably Raised Meat Survey」

図15 食肉消費者にとっての持続可能な食肉に向けた最も重要な取り組み



資料：Midan Marketing「Sustainably Raised Meat Survey」

(2) 第5回国連環境総会再開セッションの決議

「持続可能な開発目標の達成に向けた自然のための行動強化」をテーマとして、22年2月28日から3月2日までケニア・ナイロビで第5回国連環境総会再開セッション(UNEA5.2)が開催され、その中で「動物福祉に関する決議」が採択された。当該決議は、AWが持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献すること、AWとSDGsは人間の健康と福祉につながることを踏まえ、国連環境計画(UNEP)の事務局長に対して、

以下の3点を要請するものである。

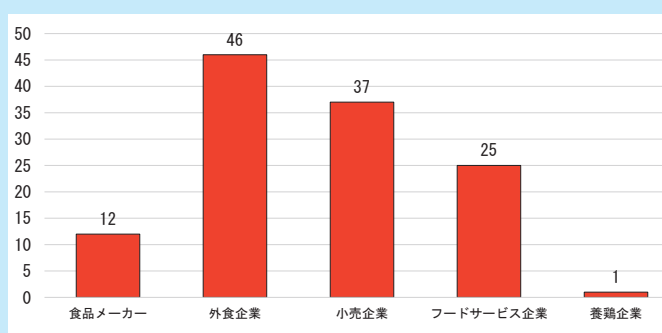
- i) 国連食糧農業機関(FAO)、世界保健機関(WHO)、国際獣疫事務局(OIE)と連携の上、AW、環境、持続可能な開発の関連性を分析すること
- ii) 24年開催予定のUNEA6(ケニア・ナイロビ)で取り組み状況を報告すること
- iii) AW、人間の健康、環境との関連性に関して、FAO、WHO、OIEとの連携を強化すること

このように、国連でも持続可能性とAWとの関連性を取り上げられるなど、持続可能性の中にAWという一つのテーマが着実に確立しつつある。

コラム ケージフリー卵への移行を公表している食品関連企業

消費者や投資家のAWへの関心の高まり、一部の州による法規制が始まる中で、食品関連企業にも動きが見られる。その中でもケージフリー卵への完全移行のコミットメントを公表する企業が増えている。畜産動物福祉団体であるCompassion In World Farming (CIWF) によると、米国内でケージフリー卵に移行することを公表した米国企業あるいはグローバル企業は、食品メーカー、外食企業、小売企業、フードサービス企業など121社に上る（コラムー図）。これらの企業のうち進捗状況を報告している企業は73社、さらにケージフリー卵への移行を達成したと報告している企業は31社ある（コラムー表1）。

コラムー図 ケージフリー卵への移行を公表した企業数（業種別）



資料：CIWF [Egg Track]

コラムー表1 ケージフリー卵への移行の達成を公表した企業

FOUR SEASON社	PEPSICO社	Wendy's社
The Walt Disney社	The J.M. Smucker社	TACO BELL社
Travel + Leisure社	Unilever社	B.GOOD社
Sea World社	Coribou Coffee社	EINSTEIN BROS BAGELS社
Six Flags社	DARDEN社	Noodles & Company社
Whitsons Culinary社	PAPA JOHN'S社	NORDSTORM社
Barilla社	Peet's Coffee社	WHOLE FOODS社
DANOE社	PRET社	Gelson's社
MARS社	SHAKE SHACK社	H.E.B社
Mondelez社	TGI FRIDAYS社	THE FRESH MARKET社
Nestle社		

資料：CIWF [Egg Track]

このような食品関連企業の動向もあり、米国ではケージフリー卵の需要は増加している。米国農務省農業マーケティング局（USDA/AMS）および同省全国農業統計局（USDA/NASS）によると、ケージフリー採卵鶏飼養羽数は年々増加しており、2022年4月時点では1億868万羽、同月の採卵鶏総飼養羽数3億6908万羽の約29.4%を占めている（コラムー表2）。

コラムー表2 米国におけるケージフリー飼養採卵鶏羽数と総飼養羽数に占める割合の推移

(単位：千羽)

	2019年	2020年	前年比	2021年	前年比	2022年	前年比
採卵鶏総飼養羽数	404,691	392,308	▲3.1%	389,924	▲0.6%	369,081	▲5.3%
うちケージフリー羽数	66,355	76,617	15.5%	86,033	12.3%	108,683	26.3%
全体に占める割合	16.4%	19.5%	—	22.1%	—	29.4%	—

資料：USDA/AMS「Cage-Free Shell Egg Report」およびUSDA/NASS「Chickens and Eggs」

注：各年4月時点の数字。

公約を公表する企業の大多数は25年を目標に設定しているが、中には目標年を過ぎても達成に至っていない企業もあり、移行のスピードが遅れ始めているとの声もある。25年が近づく中で食品関連企業の動向や生産サイドの反応に注目が集まっている。



コラムー写真1 米国大手スーパーマーケットに並ぶケージフリー鶏卵
鶏卵企業各社がケージフリー鶏卵を発売しており、多種にわたるケージフリー鶏卵が取り扱われている米国スーパーマーケットも多い。



コラムー写真2 NY市内大手ドラッグストアに並ぶケージフリー鶏卵

22年末までにケージフリー鶏卵への完全移行を表明している大手ドラッグストアに並ぶ鶏卵。NY市内のウォルグリーン社の店舗では3製品中2製品がケージフリー鶏卵であった（左）。NY市内のCVS社の店舗では2製品中2製品ともにケージフリー鶏卵であった（右）。

4 米国畜産業界による持続可能性とAWに係る動向

連邦政府による法規制が限定的であることから、米国では州ごとの立法判断や民意による法規制、また、業界の自主的な取り組みがAWの土台となっている。そして業界では、持続可能性に対する消費者の関心の高まりを受け、持続可能な畜産に向けた取り組みが本格化し始めた。その中でもAWは重視されており、各団体は生産者に対して、消費者に向けた業界の取り組みを発信することの必要性を訴えている。

(1) 肉用牛・牛肉業界

全米肉用牛生産者・牛肉協会（NCBA）が事務局を務める「持続可能な牛肉のための

米国円卓会議（USRSB）」は2022年4月、持続可能な牛肉に向けた目標として「家畜の健康と福祉」を含めた6項目を掲げ（図16）、サプライチェーンのセクター別（肉用牛生産者、子牛市場関係者、食肉処理・加工業者、小売・外食業者）に目標と指標を設定した^{（注3）}。AWの目標・指標には、肉用牛生産者や子牛市場には牛肉品質保証（BQA）プログラム参加の拡充、食肉処理・加工業者には従業員教育と第三者機関による監査、小売・外食業者にはAWへの対応方針の策定と公表などが設定された（表6）。

（注3） 海外情報「持続可能な牛肉のための米国円卓会議、持続可能性に向けた目標を設定（米国）」（https://www.alic.go.jp/chosa-c/joho01_003251.html）を参照されたい。

図16 USRSBの目標設定項目（重点項目）



資料：USRSB「USRSB High-Priority Indicator Goals & Sector Targets」を基に筆者作成

表6 USRSBによる持続可能な牛肉のための目標のうちAWの概要

セクター	指標	目標
繁殖農家	・ BQAの導入	・ BQA認証を受ける肉用牛繁殖農家の従業員を1年当たり10%増加させること。
子牛市場	・ BQAの導入	・ 2030年までにUSRSB会員組織の全従業員がBQAまたは家畜販売協会（LMA）を通じて研修を受講すること。
肥育農家	・ BQAの導入	・ 2030年までに肉用牛肥育農家の全従業員がBQA認証を受けること。
食肉処理・加工業者	・ AWプログラムの策定・AW違反件数 ・ 第三者機関による監査の合格率 ・ 継続的改善に向けた目標設定など	・ 2025年までにすべての食肉処理業者が第三者機関による家畜輸送および取り扱いに関する監査に合格すること。 ・ 2025年までにすべての食肉処理・加工業者がサプライヤーに従業員訓練および基準順守を要求すること。
小売・外食業者	・ AW方針の策定と公開 ・ サプライチェーンに向けたUSRSB指標の適用推進 ・ サプライチェーンのAW順守の検証 ・ サプライチェーンにおけるAWに関する継続的改善への関与など	・ 2023年までにすべてのUSRSB会員企業が動物の健康と福祉に関する方針を公表すること。 ・ 2025年までにすべてのUSRSB会員企業が米国牛肉産業持続可能性フレームワークの適用を推進し、進捗を測定する具体的な取り組みを実施すること。

資料：USRSB「USRSB High-Priority Indicator Goals & Sector Targets」を基に筆者作成

ア 牛肉品質保証（BQA）プログラム

BQAプログラムは、AW、労働者の安全、環境に配慮した方法で健康かつ安全にすべての牛を飼養していることを消費者に保証するため、NCBAが1991年に策定したプログラムである。本プログラムには生産者向け研修制度と認証制度があり、研修を受講して試験に合格した生産者が3年間有効なBQA認証を受けることができる。本プログラムの財源を出している肉用牛生産者牛肉振興調査ボード（CBB）によると、現在、BQA認証を受

けた生産者は20万人以上、これらの生産者が生産する牛肉は米国産牛肉の85%以上を占めているという。

本プログラムには、牛の飼養管理・衛生管理、バイオセキュリティ、輸送、環境保護など、幅広く基準や目安が示されている（表7）。一部の州で規制・制限が設けられている断尾について、本プログラムでは断尾を推奨しないとし、尾部の損傷や壊死を防止するために飼養面積を確保することが有効であるとしている。

表7 BQAプログラムの主な内容

項目	主な内容
基本的かつ重要事項	・牛を適切に取り扱うための経験を積んだ者による飼養管理 ・日常的な牛の観察・安全で人道的かつ効率的な牛の移動や飼養が可能な施設整備 ・末期の病気や怪我を理由とした安楽死の人道的な方法など
牛の飼養管理	・安全かつ円滑な牛の移動と拘束が可能な施設の設計と定期的検査 ・快適な飼養面積の確保、木などの自然の休息場所の推奨・飼料、水へのアクセスの確保など
バイオセキュリティ	・バイオセキュリティのリスク評価とリスク軽減の計画策定 ・牛、人、機材・車両の往来に関するバイオセキュリティのリスク評価とリスク軽減 ・飼料と給餌機材のふん尿汚染防止など
牛群衛生管理	・獣医学的、畜産学的観点から地域に適した衛生管理計画の策定と疾病予防の実践 ・飼料添加物と動物用医薬品の適切な使用 ・尾部損傷・壊死予防のための1頭当たり飼養面積の確保と断尾の非推奨 ・去勢時の痛み緩和の措置、適切な除角の方法など
輸送	・牛の車両への積み込み、積み下ろし、輸送時の不要な苦痛の防止 ・牛の輸送時の留意点・牛の輸送契約時の留意点など
環境保護	・環境保護および環境負担の軽減と生産性向上のための適切な飼料給与と水資源管理 ・農薬使用時の留意点 ・土壌と水資源に影響を与える主要な環境制御点の管理 ・牛の死体の適切な処分など
その他	・投薬、治療、その他獣医療を受けた記録の保管・適切な牛の栄養管理の留意点 ・従業員の安全管理・疾病、事故の発生時の緊急対応計画の策定など

資料：CBB・NCBA「Beef Quality Assurance NATIONAL MANUAL」を基に筆者作成

イ 仔牛肉品質保証（VQA）プログラム

VQAプログラムは、人道的に子牛を飼養し、安全で高栄養価の仔牛肉を生産する業界の取り組みを示すためにNCBAが1990年に策定したプログラムである。本プログラムにも生産者向け研修制度と認証制度があり、研修を受講して試験に合格した者が3年間有効なVQA認証を受けることができる。

本プログラムには、子牛の健康管理、飼料・

水の給与と栄養管理、飼養施設、輸送など、幅広く基準や目安が示されている（表8）。一部の州で規制・制限が設けられている子牛用ストールについて、本プログラムでは、適切な飼養面積の確保、つなぐことの禁止、10週齢までの群飼養への移行などが示されている。また、米国仔牛肉協会（AVA）は18年1月、すべての会員生産者が子牛のつなぎ飼いを廃止し、群飼育に移行したことを発表した。

表8 VQAプログラムの主な内容

項目	主な内容
子牛の健康管理	・動物用医薬品の適切な使用と保管 ・投薬、治療、その他獣医療を受けた記録の保管 ・予防接種・安楽死の留意点 など
飼料・水・栄養	・子牛への穀物給餌の留意点 ・水へのアクセスの確保 ・母乳と粉ミルク給与の留意点 ・子牛の栄養管理に適した飼料設計 など
飼養施設	・適切な飼養面積の確保 ・子牛の群飼養・休息場所の確保 ・暑熱、寒冷への対策 など
輸送	・子牛の移動時の留意点 ・子牛の輸送計画の策定と実践 ・子牛へのストレス負荷の防止 など
その他	・高水準な飼養管理のための手順書の策定 ・飼養管理を担う者への継続的な教育とマニュアルの策定 ・子牛の健康管理のための衛生管理計画の策定 など

子牛の飼養方法に係る基準

- ✓ 子牛が容易に「立ち上がる」「伸びる」「横になる」「向きを変える」「毛づくろいをする」「他の子牛を視野に入れる」ことができる適切な飼養面積が確保されていること。
- ✓ 子牛を決して繋がないこと。
- ✓ 子牛は10週齢までに2頭以上の群飼養に移行すること。
- ✓ 10週齢以上の子牛は疾病や怪我など健康上の目的以外で個別の牛房で飼養しないこと。

など

資料：CBB・NCBA「Beef Quality Assurance NATIONAL MANUAL」を基に筆者作成

(2) 酪農・乳業業界

酪農チェックオフ団体であるデイリー・マネージメント・インク（DMI）が国際乳食品協会（IDFA）とともに2008年に設立し、持続可能な酪農・乳業に向けた業界の取り組みを担っている米国酪農イノベーションセンター（Innovation Center for U.S.

Dairy）は、「アニマルケア」を含めた5項目を重点項目に位置付けている（図17）。アニマルケアの分野では、人道的かつ倫理的な乳用牛の飼養管理のための手順書である生産者保証責任管理（FARM: Farmers Assuring Responsible Management）アニマルケア・プログラムに基づく飼養を継続することとしている。

図17 酪農イノベーションセンターの重点事項



資料：酪農イノベーションセンター公表資料を基に筆者作成

ア 生産者保証責任管理（FARM）アニマルケア・プログラム

FARMアニマルケア・プログラムは、科学的根拠に基づく最高水準の飼養管理の下、牛乳・乳製品が生産されていることを消費者に保証することを目的として、DMIが全米生乳

生産者連盟（NMPF）とともに2009年に策定したガイドラインである。本プログラムでは、研修を受けた酪農協同組合、販売業者、加工業者が第三者評価機関となる。参加を希望する生産者は、基準を満たしていれば本プログラムの認証を受けることができる。第三

者機関による評価は少なくとも3年に一度実施され、基準を満たしていない場合、生産者はその内容により、段階的な改善を求められる。DMIによると、現在、米国内生乳供給量の99%以上が本プログラムに参加している農場から供給されているという。

本プログラムには、継続的な教育、飼養施

設、牛の管理、抗生剤の使用、離乳前子牛の管理など、幅広く基準や目安が示されている（表9）。一部の州において、規制・制限が設けられている断尾について、本プログラムでは怪我の治療などを除く「日常的に行われる断尾」を17年以降、段階的に禁止している。

表9 FARMアニマルケアプログラムの主な内容

項目	主な内容
継続的な教育	・動物虐待を行わないなどの同意書への年1回の署名 ・適切な飼養管理に関する研修の年1回の受講 ・離乳前子牛や歩行困難牛の飼養管理、安楽死に関する研修の年1回の受講など
飼養施設	・飼料、水へのアクセスの確保 ・暑熱、寒冷への対策 ・飼養面積、ストール寸法などの目安 ・休息場所の確保 ・事故防止、照明、換気などの施設・設備の設計など
牛の管理	・一般的な疾病対策、予防接種、搾乳作業、難産対応などを記載した衛生計画書の作成 ・日常的な健康観察 ・去勢時の痛み緩和の措置 ・日常的な断尾の禁止など
抗生剤の使用	・抗生剤使用記録の作成 ・保管・乳房炎管理による抗生剤使用抑制 ・残留検査の実施 ・抗生剤の保管 ・管理など
離乳前子牛の管理	・飼養設備の目安 ・適切な移動方法 ・初乳給与 ・適切な除角の方法など
その他	・牛の輸送時の留意点 ・歩行困難牛の飼養管理 ・安楽死の留意点など

資料：DMI「FARM Animal Care Reference Manual Version 4 2020-2022」を基に筆者作成

(3) 養豚・豚肉業界

米国養豚・豚肉業界の持続可能性への取り組みは、全米豚肉委員会（NPB）、全米豚肉生産者協議会（NPPC）、各州の豚肉生産者協議会が運営する「ウィー・ケア（We Care）」というイニシアチブが主導している。ウィー・ケアは業界の責任を自らが追求し、継続的に評価・改善するために2008年から開始された。ウィー・ケアは倫理原則として、AWを含む6項目を掲げ、持続可能な豚肉の

生産に必要なものと位置付けている（図18）。そして、22年2月にウィー・ケアが公表した持続可能性報告書の中で、6項目それぞれについて、消費者や豚肉を取り扱う食品業界が求めているものを重視した目標を設定した。AWの目標には、豚肉品質保証（PQA）プラスプログラムと輸送品質保証（TQA）プログラムによる生産者・従業員の認証、PQAプラス農場評価などによって、AWに配慮した最高水準の豚の管理を実践することとした。

図18 ウィー・ケアの倫理原則



資料：ウィー・ケア公表資料を基に筆者作成

ア 豚肉品質保証（PQA）プラスプログラム

NPBは2007年、豚の飼養方法への消費者の関心の高まりを受け、HACCPプログラムをモデルとした生産者の教育・認証プログラム、豚の人道的な飼養管理に関するプログラム、抗生剤使用ガイドラインを一つにまとめてPQAプラスプログラムを策定した。生産者はPQAプラス認定アドバイザーが実施する教育プログラムを受講することで3年間有効なPQAプラス認証を受けられる。ウィー・

ケアによると、現在、PQA認証を受けた生産者は7万1000人以上、これらの生産者が生産する豚肉は米国産豚肉の85%以上を占めているという。

本プログラムは、豚肉の安全性とAWに焦点を当てた継続的改善プログラムとして設計されており、ウィー・ケアの倫理原則と同様に、食品安全、AW、従業員の安全と教育、公衆衛生、環境、地域社会の6項目について基準を示している（表10）。一部の州で規制・

表10 PQAプラスプログラムの主な内容

項目	主な内容	母豚の飼養方法に係る基準
食品安全	- 生産者と獣医師による衛生管理計画の策定 - バイオセキュリティ手順書の策定と実践 - 個体識別可能な群管理と個体管理 - 動物用医薬品の適切な使用と保管 - 投薬、治療、その他獣医療を受けた記録の保管など	✓ 豚同士で重ならず容易に「横向きになる」「立ち上がる」ことができる適切な飼養面積が確保されていること。 ✓ ストールで飼養する場合、頭部がフィーダーの上に乗らず、臀部が壁に接しないよう、完全に横になることができる飼養面積が確保されていること。 ✓ 妊娠豚には、容易に「横向きになる」「立ち上がる」「向きを変える」ことができる適切な飼養面積を確保するとともに、複数の母豚とともに集団飼養とすること。 ✓ ただし、個々の飼養施設の状況に応じた飼養管理をPQAプラスアドバイザーに相談すること。
AW	- 適切な飼養管理に関する研修の年1回の受講 - 豚取り扱い、健康観察、安産死などの手順書策定 - 適切な飼養環境と飼養面積の確保 - 適切な飼養施設と設備の整備・虐待行為の禁止など	
従業員の安全と教育	- 公正な労働環境の確保 - 安全・健康への配慮 - 施設、機器・機材の適切な使用 - 疾病、事故の発生時の緊急対応計画の策定など	
公衆衛生	- 抗生剤の適切な使用と使用抑制の対策 - 抗生剤の保管・管理 - 投薬、治療、その他獣医療を受けた記録の保管 - 人獣共通感染症の発生予防対策など	
環境	- 適切な環境管理行動 - 土壌と水資源の保護 - 施設の定期的な点検・適切なふん尿処理など	
地域社会	- 地域住民との関係構築 - 地域社会の中での役割 - 養豚の役割、農場のストーリーの発信 - 持続可能な養豚への取り組みの発信など	

資料：We Care「Pork Quality Assurance EDUCATION HANDBOOK」を基に筆者作成

制限が設けられている母豚用ストールについて、本プログラムでは、非妊娠豚にはストール飼養か否かに関わらず適切な飼養面積の確保、妊娠豚には集団飼養を推奨しているが、個々の飼養施設の状況に応じた飼養管理が必要としている。

イ 輸送品質保証（TQA）プログラム

TQAプログラムは、豚の移動・輸送時の豚の取り扱いに関する基準を定めている。生産者や輸送業者といった豚の移動・輸送に関わる者は、TQA認定アドバイザーが実施する教育プログラムを受講することでTQA認証を受けられる。豚の健康維持やAWの確保だけではなく、移動・輸送時のストレスの軽減が体重減少の抑制や肉質の維持にも寄与するものとして参加が推奨されている。ウィークケアによると、現在、3万1000者以上の家畜取り扱い業者や輸送業者が認証を受けているという。

ウ 豚肉品質保証（PQA）プラス農場評価

PQAプラス農場評価は、PQAプラス認定アドバイザーによるPQAプラス認証生産者を対象とした農場評価であり、豚の飼養管理の手順や飼養施設の確認などが行われる。生産者がPQAプラス認証を受け、かつ農場がPQAプラス農場評価によって適切であると判断された場合に、PQAプラス農場ステータスを取得することができる。

（４）肉用鶏・鶏肉業界／採卵鶏・鶏卵業界

米国養鶏業界では、近年まで各団体、各企業がそれぞれ独自に持続可能性に向けて取り組んできた。しかし、2017年に全米鶏肉協議会（NCC）、全米鶏卵生産者組合（UEP）、米国鶏肉・鶏卵協会（USPEA）などの業界主要団体を中心となって、持続可能な鶏肉・鶏卵のための米国円卓会議（US-RSPE）という養鶏業界の持続可能性を主導する組織を立ち上げた。US-RSPEは、生産者、インテグレーター、食鳥処理・加工業者、GPセンター（鶏卵選別包装施設）、小売・外食業者などの鶏肉・鶏卵サプライチェーンの他、学術機関やNGOから構成される。また、US-RSPEは持続可能性の3本柱「鶏」「地球」「人々」を掲げ、「鶏」の優先事項にAWを組み込んでいる（図19）。US-RSPEは22年中に、業界の持続可能性への取り組みの進捗状況を測定して発信する「持続可能性の枠組み」を開始することとしている。

持続可能性という観点からは、他の畜種業界と比較すると遅れがちではあるものの、従来からAWに配慮した鶏の飼養管理のガイドラインは広く普及しており、今後、US-RSPEの取り組みと連携を取っていくこととされている。

図19 US-RSPEの持続可能性3本柱とそれぞれの優先事項



資料：US-RSPE公表資料を基に筆者作成

ア 全米鶏肉協議会（NCC）アニマルウェルフェアガイドライン

NCCは1999年、すべての鶏が適切に飼養管理され、人道的に扱われていることを確認するための基準として、NCC・AWガイド

ラインを策定した。NCC・AWガイドラインにはブロイラー生産者向けと肉用種鶏生産者向けがあり、企業コミットメント、人材育成、ふ化場運営、飼養施設、輸送など、幅広く基準や目安が示されている（表11）。

表11 NCC・AWガイドラインの主な内容

項目	主な内容
企業コミットメント	・AWプログラムの策定と実施 ・第三者機関による監査プログラムの策定と実施 ・AW違反の内部通報が可能な仕組みの確保 ・施設におけるAWの重要性と事故 ・違反報告の連絡先を記載した看板の設置など
人材育成	・ブロイラーの行動とAWに関する研修の年1回の受講 ・研修プログラムの策定 ・多言語の研修教材の作成 ・従業員向け業務手順書の作成など
ふ化場運営	・ヒナの安楽死、雌雄判別、ワクチン接種などに関する研修の年1回の受講 ・ガス、電気などのシステムの定期的な点検、故障時の警報システム、非常用電源の設置 ・ヒナ受傷時の対応プログラムの策定と受傷記録の作成 ・飼養施設、輸送車両における温度などの環境管理機能の設置 ・適切なデビーク（クチバシ切断）の実施など
飼養施設	・農場におけるAWの責任者（指定管理者）の指定、事故や停電発生時の緊急対応計画の策定 ・気温・湿度などの環境条件の維持、捕食動物からの保護が可能な施設の設計・維持・運用 ・バイオセキュリティプログラムの策定と実施 ・適切な飼養環境、飼養面積、飼養密度の確保 ・飼料、水へのアクセスの確保など
輸送	・輸送不適格な鶏の取り扱いに関する手順書の策定 ・捕獲時の鶏の受傷を最小限に抑えるための手段 ・機器に関する訓練の実施 ・輸送時の気温・湿度などの環境条件の維持 ・捕獲から輸送、食鳥処理までの時間など
その他	・食鳥処理業務に関する研修の年1回の受講 ・輸送中の鶏の死亡率の最小化 ・と殺方法など

資料：NCC「ANIMAL WELFARE GUIDELINES」を基に筆者作成

イ 全米鶏卵生産者組合（UEP）認証プログラム

UEPは、消費者のAWへの関心が高まっていることを踏まえ、政府関係者、有識者、獣医師などから構成される諮問委員会に委託し、2002年にUEP認証プログラム、06年にUEPケージフリー認証プログラムを策定した。プログラムへの参加を希望する農場は

第三者評価機関による評価の上、認証を受けることができ、認証された農場から生産される鶏卵には認証ラベルを付すことができる（図20、21）。その後、毎年同機関による監査を受ける。UEPによると、現在、米国産鶏卵の90%以上が本プログラムに参加している農場で生産されているという。

図20 UEP認証プログラムの認証ラベル



資料：UEP

図21 UEPケージフリー認証プログラムの認証ラベル



資料：UEP

UEP認証プログラムには、クチバシの切断と処置、誘導換羽、捕獲・輸送、安楽死、バイオセキュリティ、飼養施設など、幅広く基準や目安が示されている（表12）。一部の州で規制・制限が設けられているバタリーケージ飼養について、バタリーケージ飼養向け

のUEP認証プログラム、ケージフリー飼養向けのUEPケージフリー認証プログラムがあることからわかるように、本プログラムはバタリーケージの飼養を制限するものではない。ただし、いずれの場合でも適切な飼養面積の確保を求めている。

表12 UEP認証プログラムの主な内容

項目	主な内容
クチバシの切断と処置	・クチバシ切断後の飼料、水へのアクセスの確保 ・クチバシ切断後の体重減少抑制のための給餌 ・2回目のクチバシ切断方法など
誘導換羽	・絶食を伴う誘導換羽法の禁止 ・水へのアクセスの確保 ・換羽中の体重減少の抑制 ・換羽中の死亡率上昇の抑制など
捕獲・輸送	・捕獲時の窒息防止と積み上げ回避 ・捕獲・輸送に関わる者の訓練 ・ケージ飼養、ケージフリー飼養の場合の捕獲の留意点 ・輸送時の留意点など
安楽死	・ヒナの安楽死に関する研修の定期的な受講と評価 ・痛みや苦しみを伴わない方法による安楽死 ・二酸化炭素ガスによる安楽死の留意点など
バイオセキュリティ	・バイオセキュリティ計画の策定 ・鶏舎への人の入り方 ・敷地内への立ち入り制限 ・野生動物およびペットの侵入防止など
飼養施設	・ケージ飼養、ケージフリー飼養の場合の施設設計 ・ケージ飼養、ケージフリー飼養の場合の飼養面積の確保 ・飼料、水へのアクセスの確保 ・気温・湿度・照明などの環境条件の維持 ・定期的な点検、非常用電源の設置など

資料：UEP「Animal Husbandry Guidelines for U.S. Egg-Laying Flocks」を基に筆者作成

採卵鶏の飼養方法に係る基準

バタリーケージ飼養

- ✓ 上段から下段ケージに排泄物が落下しない設備設計とすること。
- ✓ 鶏が直立するためにケージ床の鶏舎は8度を超えないこと。
- ✓ 67～86平方インチ/羽（432～555平方センチメートル/羽）の飼養面積を確保すること。

など

ケージフリー飼養

- ✓ 多段式鶏舎など垂直スペースに動くことができる鶏舎システムの場合、1.0平方フィート/羽（929平方センチメートル/羽）の飼養面積を確保すること。
- ✓ 一段階全排泄床式鶏舎など垂直スペースに動くことができない鶏舎システムの場合、1.5フィート/羽（1394平方センチメートル/羽）の飼養面積を確保すること。
- ✓ なお、室内飼養を主とする場合の屋外スペースは飼養面積に含まない。

など

5 おわりに

米国内でのAWへの関心の高まりから、民意を反映させる形で一部の州で整備された法律により生産サイドは対応に追われているという。さらに、基準を順守していない畜産物の州内販売を禁止する規定では、生産サイドの観点だけではなく、畜産物の流通や販売量の確保の観点からも懸念が示されており、法規定によるAWへの対応はサプライチェーン全体に対応を迫るものでもあり、完全移行は容易ではない。一方で、米国で関心が高まっている持続可能性の観点からも、国内の消費者からは畜産業界に対しAWへの配慮を求める声が強くなりつつある。これは、小売・外食業界やそれらに出資する投資家から生産サイドへの要求につながっており、サプライチェーンの川下から川上に向けた声が大きくなっている印象を受ける。

米国畜産業界でも、この動向に対応するため、持続可能な畜産への取り組みの中にAWを組み込んでいる。しかし、これはAWへの新たな取り組みを始めるものではなく、既存のAWに関する枠組みについて、より具体的かつ定量的に進捗を把握し、より明瞭かつ詳細に発信するものである。

業界が一体となって、生産者に過度な負担をかけないように留意しつつ、持続可能な畜産に向けた取り組みを進めているが、生産者が家畜・家きんを大切に扱うストーリーを発信することが必要との声もある中で、今後、業界団体がどのようにAWに向き合い、消費者や投資家に向けて発信するのか、業界内外から注目が集まる。

(岡田 卓也 (JETRO ニューヨーク))